

湯河原まちづくり寄附条例

(目的)

第1条 この条例は、湯河原町のまちづくりを応援しようとする個人又は団体からの寄附金を募り、これを財源として事業を実施することにより、湯河原町民はもとより、湯河原町を訪れた人々に喜びや安らぎを与え、個性豊かで活力あるまちづくりに資することを目的とする。

(対象事業)

第2条 前条の寄附金を財源として実施するまちづくり事業は、次のとおりとする。

- (1) 福祉又は健康に関する事業
- (2) 教育、文化又はスポーツに関する事業
- (3) 自然、環境又は景観の保全に関する事業
- (4) 観光、商工又は産業の振興に関する事業
- (5) 安心・安全なまちづくりに関する事業
- (6) その他寄附者が特定する事業で町長が必要と認める事業

(寄附金の指定等)

第3条 寄附者は、寄附金の使途として前条に掲げる事業のうちから、自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定することができる。

2 前項の規定による事業の指定がない寄附金については、前条に掲げる事業のうちから、町長が事業を指定するものとする。

(基金の設置)

第4条 寄附者から収受した寄附金を適正に管理運営するため、湯河原まちづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金への積立て)

第5条 第3条に規定する寄附金は、基金に積み立てるものとする。

(基金の管理)

第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(基金の運用益金の処理)

第7条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(基金の繰替運用)

第8条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第9条 基金は、第1条の目的を達成するため、第2条に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(運用状況の公表)

第10条 町長は、毎年1回、この条例の運用状況を公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。